

北上市会計規則の一部を改正する規則

北上市会計規則（平成6年北上市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分類)</p> <p>第115条 物品は、その使用目的等に基づき、次の各号に掲げるところにより分類整理しなければならない。</p> <p>(1) 備品 性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐えるもので、取得価格（取得価格がないものにあつては、評価価格）が<u>2万円</u>以上のものとする。ただし、次に掲げるものは、取得価格にかかわらず備品とする。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(分類)</p> <p>第115条 物品は、その使用目的等に基づき、次の各号に掲げるところにより分類整理しなければならない。</p> <p>(1) 備品 性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたって使用に耐えるもので、取得価格（取得価格がないものにあつては、評価価格）が<u>5万円</u>以上のものとする。ただし、次に掲げるものは、取得価格にかかわらず備品とする。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北上市会計規則の規定は、施行の日以後に出納を行った物品について適用し、同日前に出納を行った物品については、なお従前の例による。